

広報ひろさき広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の広報誌である広報ひろさきに掲載する広告の取り扱いについて、弘前市有料広告取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載枠及び掲載料)

第2条 広告を掲載するページは、最終ページ及び「暮らしの Information」のページ（以下「お知らせページ」という。）とし、掲載枠及び掲載料は、別表1のとおりとする。

2 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が広告の掲載を決定された日において、「弘前市移住応援企業認定制度」、「弘前市子育て応援企業認定制度」、「ひろさき健やか企業認定制度」及び「弘前市女性活躍推進企業認定制度」（以下「企業認定制度」という。）による認定を受けている場合の掲載料は、企業認定制度の認定を受けている数に応じて別表2に定められた割合を別表1に規定する掲載料に乗じた額とする。

3 広告の掲載枠は最終ページを第1号広告換算で1枠分、お知らせページは第3号広告換算で最大6枠分を上限とし、掲載位置は、各ページの最下段とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 最終ページへの第2号及び第3号広告の掲載は、原則として申し込み順に最下段から掲載する。ただし第2号と第3号が混在する場合は第2号を優先し、最下段から掲載する。

(募集の方法)

第3条 広告掲載希望者の募集は、募集する広告の掲載位置、枠数、募集期間等の必要事項を広報ひろさき及び市のホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告の申し込み)

第4条 広告掲載希望者は、広報ひろさき広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載希望者の事業内容がわかる資料及び掲載しようとする広告の案（写真、図表等を含む。電子データ可）を添えて、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 申し込みは、発行号ごとに掲載枠の大きさに関わらず広告掲載希望者につき1枠までとし、複数の発行号への申し込みをすることができるが、年度を超える発行号について申し込みをすることができない。

(広告の決定及び通知)

第5条 市長は、広告掲載希望者から前条の規定による申し込みがあったときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

2 広告掲載希望者の枠数が募集する広告の枠数を超えたときは、次の各号に定める順序により掲載する広告を決定する。

（1）市内に主たる事業所等を有するもの

（2）掲載を希望する枠の大きいもの

3 前項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選によりこれを決定する。

4 広告掲載希望者の選定結果は、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出しなければならない。この場合において、版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主の責任)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り止め)

第7条 広告掲載希望者の都合により、広報ひろさきへの広告掲載を取り止める場合は、広告掲載料納期限の5日前までに、広報ひろさき広告掲載取り止め申出書（様式第4号）により市長

に申し出なければならない。

(市ホームページでの取り扱い)

第8条 市のホームページ上に掲載する広報ひろさきには、広告を掲載しないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(実施期日)

この要領は、平成21年11月2日から実施する。

この要領は、平成22年2月15日から実施する。

この要領は、平成22年9月6日から実施する。

この要領は、平成23年1月18日から実施する。

この要領は、平成23年11月18日から実施し、広報ひろさき平成24年1月1号から適用する。

この要領は、平成24年12月19日から実施し、広報ひろさき平成25年2月1号から適用する。

この要領は、平成27年1月21日から実施し、広報ひろさき平成27年3月15日号から適用する。

この要領は、平成31年2月6日から実施し、広報ひろさき平成31年4月1号から適用する。

この要領は、令和2年8月21日から実施する。

この要領は、令和3年10月1日から実施する。

別表1（第2条関係）

区分	掲載枠	規格（縦×横）	1回の掲載料（円）			
			お知らせページ		最終ページ	
第1号	全 枠	252mm×170mm以内	—	—	1日号	300,000
			—	—	15日号	200,000
第2号	2分の1枠	126mm×170mm以内	—	—	1日号	150,000
			—	—	15日号	100,000
第3号	5分の1枠	45mm×170mm以内	1日号	60,000	1日号	90,000
			15日号	40,000	15日号	60,000
第4号	10分の1枠	45mm×85mm以内	1日号	30,000	—	—
			15日号	20,000	—	—

※1日号は全ページカラー、15日号は全ページ白黒（消費税及び地方消費税を含む）。

別表2（第2条関係）

認定を受けている数	掲載料に乘じる割合
1	9 5 %
2	9 0 %
3	8 5 %
4	8 0 %

様式第1号（第4条関係）

広報ひろさき広告掲載申込書

年　月　日

(あて先) 弘前市長

申込者	住所（所在地）
	氏名（名　称）
	電話番号
	FAX番号
	代表者職氏名
担当者	

広報ひろさきに広告を掲載したいので、広報ひろさき広告掲載取扱要領第4条に基づき、下記のとおり申し込みます。

1. 掲載希望号及び希望枠（該当にチェック）

発行号	掲載希望ページ		掲載希望枠
□ 年　月　日号のみ	□第1希望	□最終 □お知らせ	□第1号、□第2号、□第3号、□第4号
□ 年　月　日号から 年　月　日号まで	□第2希望	□最終 □お知らせ	□第1号、□第2号、□第3号、□第4号

第1号(252mm×170mm以内)、第2号(126mm×170mm以内)、第3号(45mm×170mm以内)、第4号(45mm×85mm以内)

2. 添付書類

会社案内・パンフレット等（事業内容のわかるもの）、広告の案

3. 確認事項

- 当社は弘前市有料広告取扱要綱第4条第2項に該当しません。
 - 当社の市税等（市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料）に係る納税状況を確認することに同意します。
 - 弘前市有料広告取扱要綱に反していないことを確認するため、貴市が必要と認める際に警察等の関係機関に照会すること、照会に係る必要書類を提出することを承諾します。
- ※ 弘前市人口減少対策に係る企業認定制度の認定を受けている場合、該当する制度にチェックをしてください。
- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 「弘前市移住応援企業認定制度」 | <input type="checkbox"/> 「弘前市子育て応援企業認定制度」 |
| <input type="checkbox"/> 「ひろさき健やか企業認定制度」 | <input type="checkbox"/> 「弘前市女性活躍推進企業認定制度」 |

備考

- 1 上記に掲げる添付書類以外の書類を求めることがあります。

様式第2号（第5条第4項関係）

弘 広 収 第 号
年 月 日

様

弘 前 市 長

広報ひろさき広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった広報ひろさきへの広告掲載について、広報ひろさき広告掲載取扱要領第5条第1項から第4項の規定に基づき、下記のとおり掲載することに決定したので通知します。

記

1. 掲載する発行号 年 月 日号

2. 広告の内容

3. 広告掲載料 金 円

4. 広告掲載料の納付期限

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の金融機関等でお支払いください。

5. 版下原稿の提出期限

年 月 日までに広告の版下原稿を提出してください。

6. 広告掲載条件 弘前市有料広告取扱要綱、弘前市有料広告掲載基準及び広報ひろさき広告掲載取扱要領の規定による。

様式第3号（第5条第4項関係）

弘広収第 号
年月日

様

弘前市長

広報ひろさき広告非掲載決定通知書

年月日付けで申し込みのあった広報ひろさきへの広告掲載については、広報ひろさき広告掲載取扱要領第5条第1項から第4項の規定に基づき、下記のとおり掲載しないことに決定したので通知します。

記

1. 申し込みのあった広告の内容

2. 掲載しない理由

様式第4号（第7条関係）

広報ひろさき広告掲載取り止め申出書

年　月　日

(あて先) 弘前市長

住所（所在地）

氏名（名　称）

申出者　電話番号

FAX番号

代表者職氏名

印

担当者

年　月　日付で広報ひろさきに広告掲載を申し込みましたが、広報ひろさき広告掲載取扱要領第7条に基づき、下記のとおり広告掲載の取り止めを申し出ます。

1. 掲載取り止め号及び掲載取り止め枠（該当にチェック）

掲載取り止め発行号	掲載取り止め ページ	掲載取り止め枠
<input type="checkbox"/> 年　月　日号のみ	<input type="checkbox"/> 最　終	<input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号、 <input type="checkbox"/> 第3号、 <input type="checkbox"/> 第4号
<input type="checkbox"/> 年　月　日号から 年　月　日号まで	<input type="checkbox"/> お知らせ	

第1号（252mm×170mm以内）、第2号（126mm×170mm以内）、
第3号（45mm×170mm以内）、第4号（45mm×85mm以内）

2. 広告の内容　別添のとおり